

尼崎市まちなか浸水深等標示板設置他業務仕様書

委託業務名 尼崎市まちなか浸水深等標示板設置他業務

履行場所 尼崎市内一円

1. 適用範囲

本仕様書は、「尼崎市まちなか浸水深等標示板設置他業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本業務の実施にあたっては「土木設計業務等委託必携（令和 5 年 10 月兵庫県県土整備部）」によるものの他、「災害対策基本法」、「水防法」、「兵庫県地域防災計画」、「兵庫県水防計画」、「尼崎市地域防災計画」、「災害種別避難誘導標識 システム JIS Z 9098 防災標識ガイドブック（一般社団法人日本標識工業会）」（以下「ガイドブック」という。）、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第 2 版）（平成 29 年 6 月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）」（以下「手引き書」という。）及び本仕様書を遵守すること。

2. 業務の目的

本市では、猪名川・藻川、武庫川、その他市内の 1 級・2 級河川の洪水、さらには、高潮及び内水氾濫による浸水や南海トラフ巨大地震による津波浸水など種々の災害事象によるリスクが想定されている。

そのため、平時から住民の浸水等の災害リスクへの意識を高めることに加え、本市への来訪者や外国人への多言語対応を踏まえ、災害時の迅速な避難行動に資することを目的とし、本市ハザードマップに準拠した各種情報（想定浸水深、避難場所情報、避難誘導に資する情報）を掲載した標示板（以下「本標示板」という。）を市内一円の電柱に設置することを前提に、これらに係る現地踏査及び設置箇所の計画、本標示板内容のレイアウト、製作設置を行うものである。

3. 契約期間等について

契約期間 : 契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（※事業期間は、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 ヶ年を予定。）

（※なお、上記契約期間のうち、現地踏査及び設置箇所の計画、設置に係る本標示板内容のレイアウト作成については令和 7 年 1 月 1 7 日までとし、残り期間を本標示板の製作設置の期間とする。）

4. 業務対象範囲

・対象とするハザード情報の範囲

本業務において対象とするハザード情報は、尼崎市域に係る上記「2」の各種災害の最新の浸水想定区域図等に基づく想定浸水深をはじめとした各種情報（※「5. 業務内容」－（2））とする。

5. 業務内容

受託者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料等を十分把握し、業務実施にあたっての技術的方針及び作業工程を検討した上で業務全体の作業方針及び工程計画等を取りまと

め、本業務の開始に先立って下記の書類を本市に提出し、承認を得ること。

(提出を求める書類)

1. 業務主任担当者届 (経歴書等 添付)
2. 業務担当者届 (経歴書等 添付)
3. 業務工程表
4. 業務計画書

(1) 本標示板設置箇所候補の選定及びとりまとめ

本市において、本標示板を電柱に取り付けることを前提に、取り付け可能な電柱について、現地踏査を踏まえ、受託者で選定のうえ、今後、電柱共架等申請等にかかるための基礎資料の作成を行う。

また、別途、選定した電柱に係る「選定箇所情報台帳」を作成する。

その他、尼崎市ハザードマップに準拠した各種情報 (尼崎市ハザードマップに掲載された想定浸水深、避難場所情報、避難誘導に資する情報)、住民の避難行動への関連性、歩行者からの視認性等を確認のうえ、最適な設置候補箇所の検討を行い、「設置計画報告書」のとりまとめ資料を作成し、委託者へ報告するものとする。

なお、本標示板の施行予定箇所数は合計 1,026 箇所 (※) を予定しているが、現地踏査による電柱選定については、合計 1,250 箇所程度を確保しておくこと。

(※施行予定箇所数については、委託者側より箇所数の増減を指示することがある。その場合は、契約変更の可否を含めた協議の対象とする。)

【以下、詳細特記事項】

・選定する電柱は、本標示板の設置が可能で、西日本電信電話株式会社もしくは関西電力送配電株式会社 (以下「電柱管理者」という。) から共架の許可が得られるものとする。なお、共用柱も可とする。

※参考 (想定) 本標示板寸法: タテ 900mm × ヨコ 300mm

※各電柱管理者への共架の許可については、許可を得た日から 6 か月間が有効であることから、以後、毎年度各電柱管理者への共架の申請を行うことを想定する。

・選定する電柱は、原則、公道 (市道、県道、国道) に設置されているものとする。
(※各道路管理者に対する本標示板の設置可否に係る諸調整等については、委託者側で行うものとする。)

・本標示板の電柱に対する設置方向等については、現地踏査による選定電柱の状況等を鑑み、受託者から提案を行うこと。

・以下、「本標示板設置箇所の方針」を準拠すること。

※本標示板 設置箇所の方針

・市内の主に学校である「指定避難場所」へ向かわせる本標示板を下図緑色で構成される64ブロックにおいて、設置する。

(※「指定避難場所」を中心に約半径500mとする設置区域(計64ブロック)を設定。当該ブロックは、複数の避難場所が近傍している場合や幅員が多い道路や高架化されていない鉄道などにより避難経路の確保が難しい場合は周辺地域の実情に合わせて設置区域を設定している。)

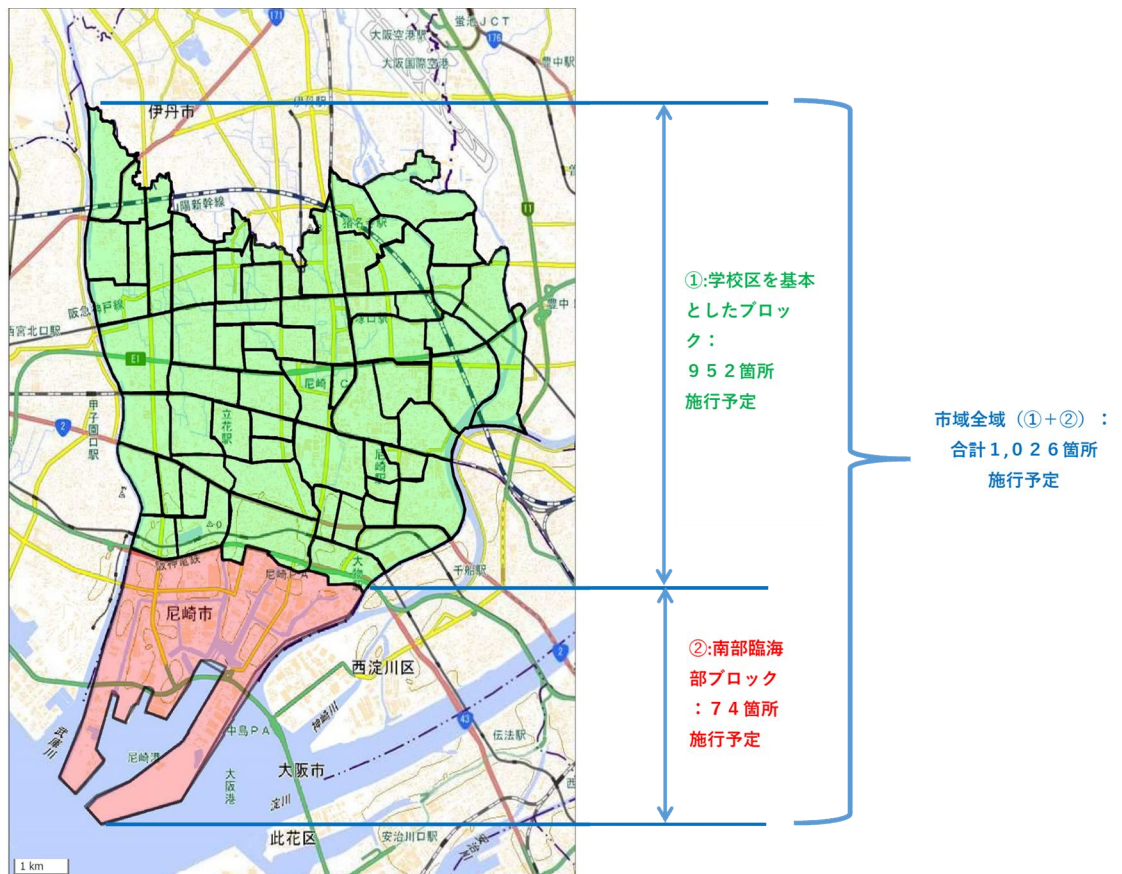
・南部臨海部地域に当たる下図赤色で構成される1ブロックについても、本標示板を設置する。

(※当該ブロックは、「指定避難場所」を中心に約半径500mとする設置区域(計64ブロック)の設定ではない。そこで、当該ブロックに係る本標示板へのレイアウト内容(避難誘導表示)については、受託者から提案を行うこと。)

・避難場所等へ連絡する避難路ネットワークとして幅員12m以上の都市計画道路及び区画道路並びに同ネットワークからの進入路としての幅員8mの市道を基本として、設置間隔を200mとして配置を行うこととする。

・地盤から1.5mの高さが本標示板の中心とすることを、基本とする。

(※)なお、ブロック分割については、現時点での案であり、本市における協議等により一部変更の可能性がある。



(参考) 本市地域防災計画における「指定避難場所」、避難場所までの「避難路」等の考え方について

●指定避難場所 (地域防災計画：第3章 災害の予防対策-1に記載)

ア 災害の危険性があり、避難した住民が、災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在する場所である。

イ 災害により、住民等が生活本拠地を失ったときなどに一定期間滞在する場所である。

ウ 避難区域を概ね 500メートルとし、エリア外の区域について既存の避難場所との位置関係、収容能力等を考慮し、公共施設の中から追加指定の検討を行う。また、民間施設の指定についても検討を行う。

●避難路ネットワーク (地域防災計画：第3章 災害の予防対策-3に記載)

各避難場所へ連絡する避難路ネットワークとして、幅員 12m以上の都市計画道路及び区画道路を避難路として指定する。

●各避難場所への進入路 (地域防災計画：第3章 災害の予防対策-3に記載)

避難路ネットワークからの進入路として確保する最低幅員を 8mとする。

●地盤から 1.5mの高さが本標示板の中心とすることを基本とすることについては、「尼崎市海拔表示板設置方針」を基にしている。

・都市計画道路沿いの本標示板の設置可否等に係る景観主管部署との諸調整等については、委託者側で行うものとする。

・電柱の位置情報は、本市から貸与する参考情報または受託者が電柱管理者から取得または調査により情報収集すること。

・過年度に既に設置済の「避難誘導板」設置箇所の情報については、委託者より別途、受託者へ提供する。

・市内全体にできる限り均等な配置となるよう努めること。

・選定した電柱を地図上で分かるよう記した資料を作成すること。なお、地図データは受託者が別途入手することとする。

・別途「選定箇所(電柱)情報台帳」を作成すること。なお、選定段階では、浸水深情報は不要とする。「選定箇所(電柱)情報台帳」に貼り付ける電柱写真は1本あたり3枚とし、次のとおりとする。

(※電柱の近景写真(電柱番号が記された札が鮮明に写っているもの))

(※電柱の遠景写真(電柱のGL周辺に障害物等がないか確認できるレベルのもの))

(※電柱の遠景写真②(電柱全体の姿が分かるレベルのもの))

・別途「設置イメージ確認資料」として、現地確認の結果及び想定浸水深等の条件を踏まえ、設置イメージについて検討し、設置前後の状況が分かる資料をとりまとめる。

【業務の流れ(想定)】

現地踏査 ⇒ 電柱選定(※1,250箇所程度を確保すること)
⇒ 申請等にかかるための基礎資料作成・・・・・・・・(A)

⇒委託者による電柱管理者への共架に関する申請 ⇒本標示板を設置可能な電柱を抽出(※約2か月間の期間を想定)・・・・・・・・(B)

⇒ 選定箇所(電柱)情報台帳作成 ⇒ 設置イメージ確認資料作成・報告⇒
「設置計画報告書」としてとりまとめ作成し、報告・・・・・・・・(C)

※受託者では、上記(A)及び(C)を行う。
※委託者では、上記(B)を行う。

(2) 本標示板のレイアウト編集及び浸水深情報及び避難場所・避難誘導に係る調査

上記(1)のとりまとめ結果等を踏まえ、本標示板(1,026枚を予定)の全数各々1枚ごとのレイアウト図を作成すること。

本標示板のデザインは、ガイドブックや手引き書等に基づくものとし、特に浸水想定深など必要となるハザード情報等を理解したうえで、図案を作成し、委託者の承認を得ること。

使用する材料等については、鋼製の縦90cm、横30cm相当のものを想定しており、各標示板の表記の基準レイアウトについては、手引き書を参照のうえ、それらに準じたレイアウト原稿を作成し、プリントアウトした紙媒体によるレイアウト見本を提出のうえ承認を得ること。(※レイアウト・内容に係る校正については、5回程度を想定している。)

【以下、詳細特記事項】

① 浸水深情報の調査

・上記5-(1)で、選定した電柱について、尼崎市ハザードマップの情報等を基に浸水深の情報を確認する。

(情報収集媒体として、本市をはじめ各種ホームページに掲載している電子情報、委託者が提供する情報を基とした媒体の利用も可とするが、利用の際は最新の情報であるか十分に留意すること。)

・浸水深情報の調査方法は、選定した電柱位置と以下に示す浸水想定区域の情報を照らし合わせ、当該箇所で想定される浸水深が最も大きいもので、浸水深(レンジ表記:最大〇.〇m~最小△.△m)のうち、最大値(メートル表記、小数第1位:小数第2位を四捨五入)を取ること。

- ・洪水（淀川水系（市内1級・2級河川含む。）、武庫川水系（市内1級・2級河川含む。）、蓬川水系の氾濫）
- ・高潮
- ・内水
- ・津波

・上記5－（1）で調査した別途「選定箇所（電柱）情報台帳」に浸水深情報を記載し、とりまとめること。

②避難場所等及び避難誘導に係る調査

・指定避難場所を中心に約半径500mとする設置区域（64ブロック（参考図面参照：緑色ブロック））については、各指定避難場所を中心に約半径500mとする区域において、避難場所へ向かうための各地点における最寄りの避難場所への方向矢印をレイアウトに加味するものとする。上記5－（1）で調査した、別途「選定箇所情報台帳」に誘導方向等の情報を記載し、とりまとめること。

・避難誘導先となる設置箇所直近の指定避難場所を示す内容で各地点に本標示板を設置することを想定しているが、地点によっては、南向きを示す避難誘導の地点が想定される。本市の津波避難の基本的な考え方の1つに、歩行による水平避難を北向き（JR東海道線以北へ水平避難）として住民へ周知している。よって、このような南向きを示す地点における誘導方向の記載方法については、受託者で検討のうえ、委託者の承認を得ること。

・南部臨海部地域に当たる1ブロック（参考図面参照：赤色ブロック）については、指定避難場所を中心に約半径500mとする設置区域（64ブロック）とする設定ではない。そこで、当該ブロックに係る本標示板へのレイアウト内容（避難誘導表示）については、受託者から提案を行うこと。

（※事業期間（令和6年度～令和9年度）の4ヵ年において、当該1ブロックに係る国・兵庫県の南海トラフ地震に係る津波シミュレーションの最新の動向を鑑み、上記避難場所を中心に約半径500mを設置区域（指定避難場所を中心に約半径500mとする設置区域（64ブロック））に係る本標示板の内容を活用し、当該ブロックに係る本標示板のレイアウト、製作設置することを想定している。）

6 多言語表記について

多言語に対応するため、作成されたレイアウトの情報（特に本標示板のハザード情報）についての、外国語表記を想定している。外国語の翻訳に当たっては、受託者は委託者へ支援または助言（他都市の事例を含む）を行うこと。（※本標示板へのQRコード掲載による本市ホームページの避難場所情報（5か国語対応）へのリンクのほか、本標示板内に避難場所情報や想定浸水深の情報について、下記の外国語表記を記載することを現段階で想定している。）

現段階では、外国語表記については英語、中国語（簡体字）、韓国語、ベトナム語の4

か国語を想定しているが、事業期間（令和6年度～令和9年度）の4カ年の間に外国語表記に係る動向が変わることも想定している。（※多言語表記については、委託者で関係部署と引き続き協議のうえ、最終決定する。）

なお、上記情報に係る外国語表記についての翻訳は受託者で行うこと。ただし、避難場所名称にかかる英語、中国語（簡体字）については過年度事業の成果を参考として、提供することを想定している。委託者から指示のあった外国語表記内容について、受託者で本標示板内のレイアウトを行うこと。

7 本標示板の製作設置

(1) 本標示板の製作

- ・構造（形状、寸法）等については、別添「参考本標示板の仕様について」のとおりとする。
- ・デザインについては、レイアウト検討の成果によるものを反映すること。詳細は、本市と協議のこと。
- ・製作に先立ち、製作要領書、品質証明書、材料検査書、工程表等の必要書類を提出し、本市の承諾を得て、製作にかかること。

(2) 本標示板設置業務計画

本標示板設置のために必要となる手順や作業方法等について作業計画書を提出すること。また、受託者は作業計画書を遵守し、業務の履行に当たること。作業計画書には次の事項を記載するものとし、委託者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。また、作業計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度業務に着手する前に変更する事項について、変更作業計画書を委託者へ提出すること。

- ・業務概要
- ・計画表
- ・現場組織表
- ・使用器具
- ・主要資材
- ・作業方法（主要器具、占用範囲等を含む）
- ・作業管理計画
- ・安全管理
- ・緊急時の体制及び対応

(3) 設置作業

設置に当たっては、歩行者、通行車両等の通行者への安全管理に十分配慮するとともに、事前に所轄警察署への道路使用許可書の申請等、必要となる申請を行ったうえで、その写しを携帯すること。設置に先立ち、設置場所近隣の住民に対して周知を行い、設置時は通行者の安全を確保し、周辺の構造物等に損傷を与えないよう事故防止に努めること。設置場所で事故等が発生した場合は、直ちに本市に連絡し、その指示に従うこと。なお、設置完了後は、本市に設置完了報告を行うこと。

(4) 本標示板管理台帳の作成

設置した本標示板の維持管理に向けた管理台帳の作成を行うものとする。管理台帳には、本標示板の設置位置、設計図、設置完了写真、各種申請状況等を把握できるものとし、詳細については、本市との協議のうえ、決定するものとする。

8 業務報告書の作成

本業務におけるとりまとめ結果を業務報告書として以下のとおりとりまとめ、委託者に提出すること。

1	業務報告書	紙媒体（簡易製本、A4 ドッチファイル）及び電子データ 2部提出
	(1) 共架申請に係る資料	紙媒体及び電子データ（PDF データの他、別途委託者から指定のデータ（エクセルまたはワードを想定）
	(2) 選定箇所情報台帳および電柱選定箇所のデータベース（※）	紙媒体及び電子データ（PDF データの他、別途委託者から指定のデータ（エクセルまたはワードを想定）（※今後、委託者で編集可能とするため、エクセルや GIS (SHAPE) 形式等を想定）
	(3) 設置イメージ確認資料	紙媒体及び電子データ（PDF データの他、別途委託者から指定のデータ（エクセルまたはワードを想定）
	(4) 設置計画報告書	紙媒体及び電子データ（PDF データの他、別途委託者から指定のデータ（エクセルまたはワードを想定）
	(5) 各標示板レイアウト図	紙媒体及び電子データ（PDF データの他、別途委託者から指定のデータ（※今後変更等があった場合、委託者で編集可能とするため、Adobe 社 Illustrator 形式や AutoCAD 形式を想定）
	(6) 本標示板管理台帳（設置箇所の写真含む）	紙媒体及び電子データ（PDF データの他、別途委託者から指定のデータ（エクセルまたはワードを想定）

9 法令及び資料等

本業務は、本仕様書及び下記法令を遵守し、また、下記資料等に準拠するものとする。

- ・ 災害対策基本法
 - ・ 水防法
 - ・ まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き
 - ・ 災害種別避難誘導標識 システム JIS Z 9098 防災標識ガイドブック
 - ・ 尼崎市地域防災計画 本編
 - ・ 尼崎市地域防災計画 資料編
- （特に、資料編Ⅳ「南海トラフ地震防災対策推進計画」について準拠のこと。）
- ・ 尼崎市 避難情報の判断・伝達ガイドライン（洪水編、高潮編、津波編）
 - ・ 内閣府 避難情報に関するガイドライン

10 安全管理

受託者は、現地踏査に係る関係法令を常に遵守し、安全管理に努めなければならない。
また、作業実施中に事故等が発生した場合には、速やかに事故発生の原因・経過・被害状況等の内容を本市に報告し、責任を持って処理対策にあたらなければならない。

11 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更の協議を行う必要が生じた場合には、文書により確実に
行うために、必要な指示や協議事項等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により
行うものとし、これがないものについては、設計変更の協議対象としない。

1 2 成果品の照査

本業務における照査では、成果品を取りまとめるに当たって、各検討資料の整合を確認
するうえで、結果を委託者へ示し、間違いの修正を行うなど最低限の照査を原則として受
託者で実施すること。

1 3 その他特記事項

(1) 現地踏査に当たって、地元周知が必要な場合は、受託者は地元住民にお知らせ等配布す
ることについて協力すること。なお、お知らせビラの内容や配布範囲については、委託者の
確認を受けること。

(2) 電柱選定及び浸水深調査後、状況の変化により選定した電柱が使用不可となることが判
明した場合は、随時対応すること。

(3) 当該委託事業に基づく成果品に係る著作権は尼崎市に帰属する。

(4) 画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理の必要のない素材、あるいは必要な手続
きを行った素材を利用する。

(5) 受託者は、本事業に係る業務を処理するため知り得た個人情報については、「個人情報
の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・
人的原因による漏洩が生じないように措置すること。なお、上記を担保するため、別紙「個
人情報・データ取扱特記事項」を遵守すること。

(6) 受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、
本事業終了後も同様とする。

(7) その他、本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者双方が誠意をもって協
議し対処する。

以 上

(別紙)

「個人情報・データ取扱特記事項」

(総則)

第1条 受託者は、個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、この契約による業務（契約書、約款及び仕様書等（仕様書、協議書、図面、見本等をいう。以下同じ。）に基づく業務を含む。以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人及び委託者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及びデータを適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報及び死者に関する情報（死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）をいう。

2 この特記事項において、「情報システム」とは、尼崎市情報セキュリティ対策基準第1章2（3）に規定する情報システムを、「データ」とは、同章2（6）に規定するデータをいう。

(取得の制限)

第3条 受託者は、委託業務を行うために個人情報を取得するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置に係る義務)

第4条 受託者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に鑑み、委託業務に関して知り得た個人情報又は当該業務に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）について、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び委託者が認める場所外への無断持出し（以下「情報漏えい等」という。）の防止その他個人情報又はデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 受託者は委託業務を行うに際し、当該委託業務に従事する従業員及び当該委託業務の作業場所を特定しなければならない。

3 受託者は委託業務を行うに際し、本件個人情報等を日本国外に持ち出してはならない。

4 受託者は、本件個人情報等について安全管理措置を講じるにあたっては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に定める安全管理措置に関する事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 受託者は、個人情報その他委託業務の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。この契約期間満了後及びこの契約の解除後においても、同様とする。

(利用又は提供の禁止)

第6条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を、この契約の履行目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

(事故等発生時における報告義務等)

第8条 受託者は、委託業務に関する第4条第1項の規定に基づく安全管理措置を講じていないこと、本件個人情報等に係る情報漏えい等の事故が発生したこと又は当該事故が発生するおそれがあること(以下「事故等」という。)を知ったときは、速やかに、委託者にその旨を通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅延なく、事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、事故等があった場合において必要があると認めるときは、受託者の名称、事故等の内容その他必要と認める事項について公表することができる。

(従事者への指導等)

第9条 受託者は、委託業務に従事している者及び従事していた者(派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下同じ。)に対し、本件個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用させないために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、委託業務に従事している者に対して、本件個人情報等の保護に関し必要な事項を周知し、又は教育をしなければならない。

3 受託者は、委託者から前項の規定による周知又は教育の実施状況の報告を求められた場合には、当該実施状況等を書面により委託者に報告しなければならない。

4 受託者は、委託者が必要と認めるときは、委託業務に従事している者を個人情報又はデータの取扱いに関する研修(委託者が実施するものその他の委託者が指定するものに限る。)に参加させなければならない。

5 受託者は、委託者に対して、委託業務に従事している者及び従事していた者の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(個人情報等の受領)

第10条 受託者は、委託業務の履行上、委託者から本件個人情報等の提供がある場合は、様式第1号「個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書」を委託者に提出しなければならない。

(データ等の持出し)

第11条 受託者は、委託業務の履行上、やむを得ずこの契約による業務に関するデータを委託者の管理する情報システムの外部に持ち出す場合は、様式第2号「データ等借用申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合は、そのデータを持ち出す際に、暗号化等の措置を行うとともに、様式第3号「情報持出管理簿」に記録し、この契約の終了の際及び委託者の求めに応じて、これを委託者に提出しなければならない。

(データ等の持込み)

第12条 受託者は、委託業務の履行上、外部から委託者の管理する情報システムにデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「データ持込申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等によりデータ等にコンピュータウイルス等の不正プログラムが書き込まれていないことを確認したうえで、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。約款第9条の2第1項の規定により成果物としてデータを委託者に引き渡す場合その他委託業務に関して受託者がデータを委託者に引き渡す場合も、同様とする。

(個人情報等の返還等)

第13条 受託者は、委託業務に関して委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、この契約終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により委託者にデータを返還し、又は引き渡す場合について、準用する。

(廃棄等)

第14条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、委託業務に関するデータを保有する必要がなくなったときは、これを確実にかつ速やかに消去しなければならない。この場合において、受託者は、データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、委託業務の履行上、委託者から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、これを確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、その破壊し、又は廃棄した日から14日以内に、様式第7号「廃棄証明書」を委託者に提出しなければならない。

(第三者に再委託する場合の措置)

第15条 受託者は、約款第6条第2項の規定により委託者の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託を行おうとする場合において、その再委託を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、当該第三者においてその再委託に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを、その再委託契約の締結前に確認し、書面によりその内容を委託

者に報告しなければならない。

2 受託者から再委託を受けた業務に関してさらに第三者に再委託（それ以降の再委託も含む。以下「再々委託等」という。）が行われる場合において、その再々委託等を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、受託者は、当該再々委託等を行う者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 再々委託等を行うことについて、受託者を通じて約款第6条第2項の規定による委託者の承認を得ること。

(2) 再々委託等の契約の締結前に、当該再々委託等を受ける者において当該再々委託等に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを確認し、書面によりその内容を委託者に報告すること。

第16条 再委託又は再々委託等が行われる場合は、受託者は、再委託又は再々委託を行う者に対し、この特記事項と同等以上の再委託先又は再々委託先遵守義務を定める規定をその再委託又は再々委託等に係る契約に規定させなければならない。

2 受託者は、再委託先及び再々委託先に対し、この特記事項に定める受託者の義務（その性質上受託者のみが負うべきものを除く。）を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、再委託先及び再々委託先の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

（書類の提出）

第17条 受託者は、契約締結時に、委託者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第8号「誓約書」を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事させる前に、氏名、従事を開始する日、従事を終了する日その他委託者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第9号「確認書」を提出させ、その確認書の写しを委託者に提出しなければならない。

（調査等）

第18条 委託者は、必要があると認めるときは、本件個人情報等の取扱いについて、調査を行い、又は受託者に報告を求めることができる。

2 受託者は、前項の調査に協力し、及び同項の報告の求めに応じなければならない。

（監査等）

第19条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務に関して必要なセキュリティ対策が確保されていることその他本件個人情報等の適正な取扱いについて、監査し、又は受託者に改善を求めることができる。

2 受託者は、前項の監査に協力し、及び前項の改善の求めがあった場合は適切な措置を講じなければならない。

（定期報告）

第20条 受託者は、本件個人情報等の取扱いの状況（再委託先及び再々委託先における状況を含む。）について、原則として、年1回以上、定期的に報告しなければならない。ただし、契約期間が1年に満たない場合は、この限りでない。

（委託者の指示、法令等の遵守）

第21条 受託者は、この特記事項に定める義務を履行するに当たり、仕様書等においてその履行の方法等について委託者の指示があるときは、これに従わなければならない。ただし、委託者が別に承認したときは、この限りでない。

2 前各条及び前項に定めるもののほか、受託者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守しなければならない。

（契約解除等）

第22条 委託者は、受託者がこの特記事項に違反したときは、約款第11条第1項第4号に該当するものとして、同項の規定に基づき、委託業務の全部又は一部を解除することができる。

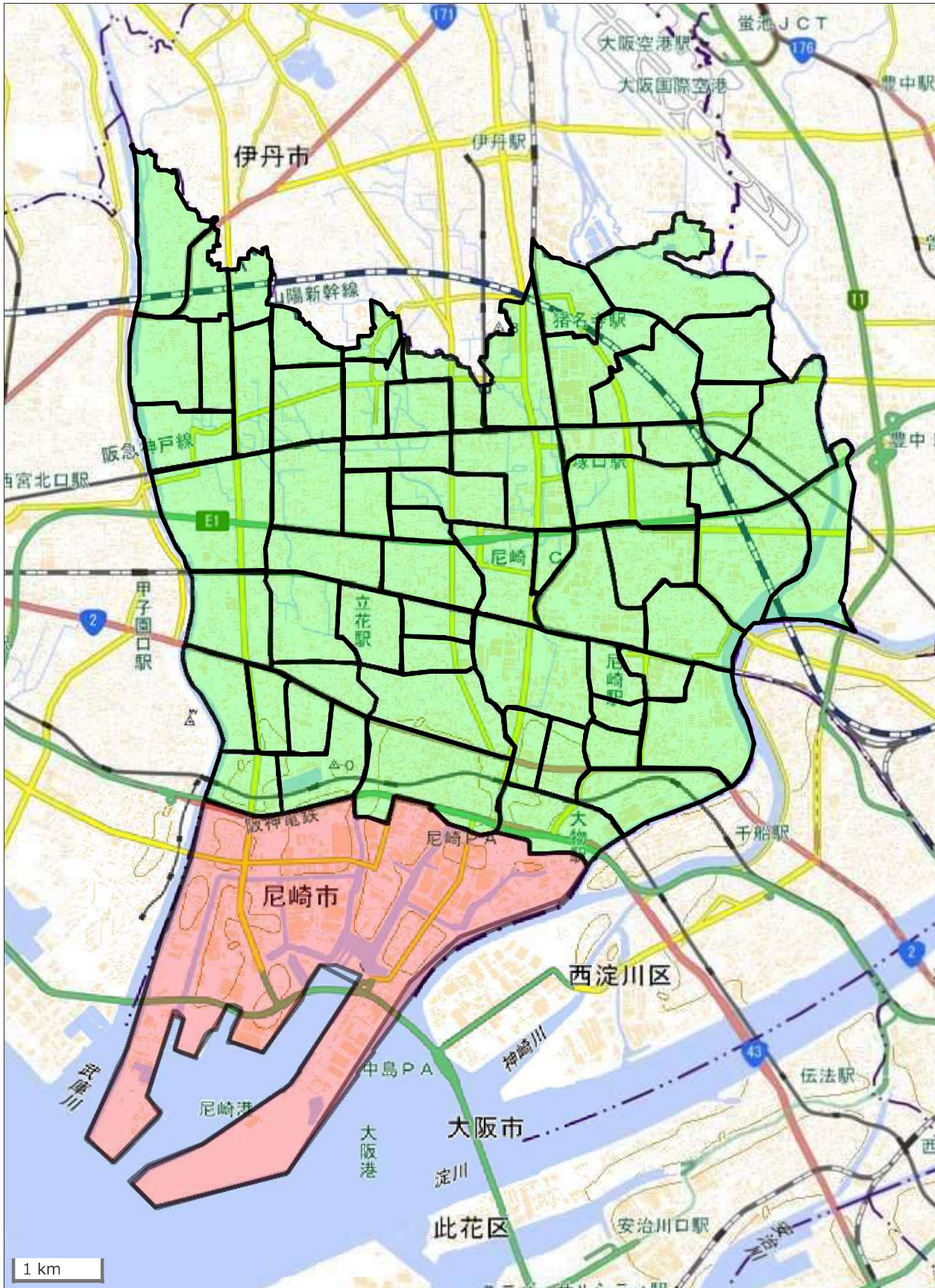
2 委託者は、前項に規定する場合において、約款第11条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これにより受託者に損失が生じた場合においても、これを一切補償しないものとする。

3 事故等が個人情報保護法第68条第1項に規定する場合に該当するときは、同条第2項の規定による本人への通知に要する費用その他事故等により委託者に必要となった事務に要した費用（第三者への損害賠償を含む。）については、約款第22条第1項の規定により、委託者に対して賠償しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、受託者は、この特記事項に違反したことにより委託者に損害を与えた場合は、約款第22条第1項の規定により、委託者に対してその損害を賠償しなければならない。

5 事故等の発生により第三者に損害を与えた場合は、受託者は、約款第23条第1項の規定により、当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

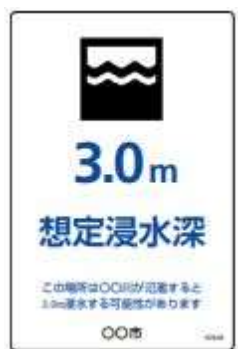
設置区域65地区 (64地区+臨海部1地区)



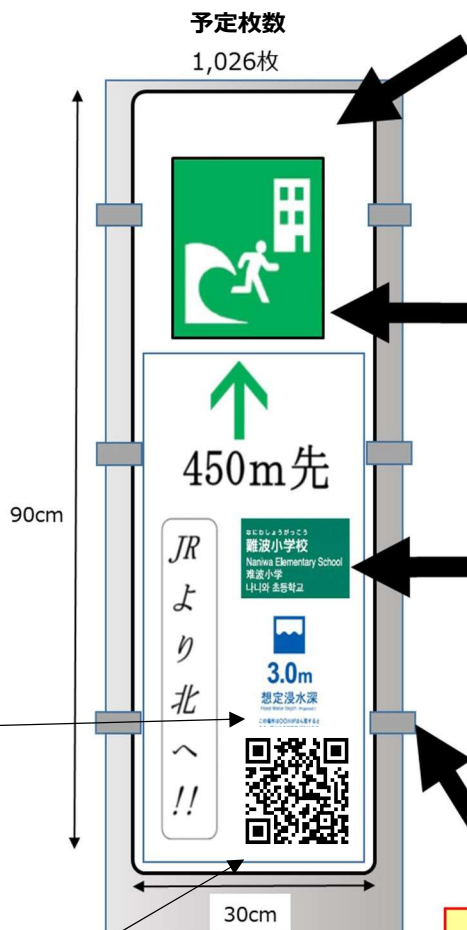
本標示板の仕様について

※) 避難場所等へ連絡する避難路ネットワークとして幅員 12m以上の都市計画道路及び区画道路並びに同ネットワークからの進入路としての幅員 8mの市道を基本として、設置間隔を 200mとして配置を行うこととする。

災害リスク情報として
「浸水想定深」情報を追加。



QR コードの機能を追加



看板生地

(カラー鋼板 (非合金化溶融亜鉛メッキ鋼板)) を想定

【断面イメージ】

上塗り: ポリエステル系樹脂塗料
下塗り: IP* 樹脂塗料
亜鉛メッキ層
看板生地

避難場所を示す「ピクトグラム」

詳細情報部分

長期耐候インクジェットシート

【断面イメージ】

保護材 (高耐候フッ素)
長期耐候インクジェットシート

取付は樹脂バンドで固定を想定。

基板を鋼板及び表面を保護材で保護することで耐久性 10 年相当を確保 (色褪せない)

- ・サイズ: 300mm×900mm
- ・基板: 電柱巻付け鋼板 (溶融亜鉛メッキ仕上げ) (※耐久性 10 年耐久相当)
- ・厚み: 0.2mm
- ・取付用具: 樹脂製バンドを標準とする。
- ・標識の表面: 長期耐候インクジェットメディアを使用し、色は白色とする。
- ・表面保護: フッ素ラミネートフィルム等の保護材 (※耐久性 10 年耐久相当)
- ・標示板全体に再帰反射機能をもたせることを標準とする。(避難場所を示す「ピクトグラム」のI10-グリーン発光の高輝度蓄光シート等については、事業者による提案による。)